

青森県報

第二千四百九十五号

平成十七年
六月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………	(保健衛生課) ……
結核予防法による医療機関の指定……………	(同) ……
家畜伝染病の発生……………	(畜産課) ……
青森県立郷土館の特別展の観覧に係る使用料のうち特別展 の開催の前日までに納付する場合の使用料の徴収事務の委 託……………	(教育庁文化 財保護課) ……
公 告	
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活 政策課) ……
平成十六年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の 状況の公表……………	(環境政策課) ……
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) ……
建設業者の許可の取消し……………	(八戸県土 整備事務所) ……
右 同……………	(鯉ヶ沢県土 整備事務所) ……
右 同……………	(同) ……
出先機関	
道路の位置の指定……………	(十和田県土 整備事務所) ……

告 示

示

青森県告示第五百四十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
富士胃腸科循環器科医院	青森市千富町一丁目四の一六	平成二七・五・二四
社団法人むつ病院公済会薬局	むつ市小川町一丁目一の五	一七・三・三

青森県告示第五百四十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十七年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
富士胃腸科循環器科医院	青森市千富町一丁目四の一六	平成二七・五・二五
公済会薬局	むつ市小川町一丁目一の五	一七・四・一
工藤さとのる整形外科クリニック	黒石市野添町六四の三	一七・六・八

青森県告示第五百四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十七年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑別の別	頭数	発生場所又は区域	発月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	下北郡東通村	平成 一七・六・八
		畜	一	上北郡東北町	一七・六・二六

青森県告示第五百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、株式会社サークルKサンクスサークルK東北事業部に対し、平成十七年七月二十六日から同年九月四日まで開催する青森県立郷土館の特別展の観覧に係る使用料の徴収の事務のうち、平成十七年六月二十七日から同年七月二十五日までの間における特別展の開催の前日までに納付する場合は使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 申請のあつた年月日
平成十七年六月十日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人福地ガーリック
代表者の氏名
佐々木 新吉
- 主たる事務所の所在地
三戸郡福地村大字城渡字下外窪二一の六七
- 定款に記載された目的
この法人は、福地村及び近隣市町村民に対して、介護サービスに関する事業を行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成十六年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）第十一条の規定により、平成十六年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成十七年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 協議の件数
 - 事前協議 四百十一件
 - 協議内容の変更の協議 三十八件
- 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	一四、三六三トン
汚泥	一三二、四六八トン

燃え殻、 燃え殻及び汚泥の混合物	燃え殻、 燃え殻及びびばいじんの混合物	燃え殻及びびばいじんの混合物 （特定の施設において発生するばいじん、 集じん施設によつて集められたものをいう。以下同じ。）	動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）	工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	鋳さい	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。以下同じ。）及び陶磁器くず	金属くず	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	木くず	紙くず	廃プラスチック類	廃アルカリ	廃酸	廃油
二、六六トン	二、六六トン	二、九七、二七トン	五、三二七トン	二、三八三トン	一、一四四トン	二九二トン	一六トン	四三三トン	五七六トン	一トトン	三、六四九トン	六、九九二トン	三、七七一トン	二、九九九トン
三六トン	三六トン													

燃え殻及びびばいじんの混合物	汚泥及び廃油の混合物	汚泥、廃油及び廃プラスチック類の混合物	汚泥及び廃アルカリの混合物	汚泥及び廃プラスチック類の混合物	汚泥及び金属くずの混合物	汚泥及び鋳さいの混合物	廃油及び廃プラスチック類の混合物	廃油、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	廃酸、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	廃プラスチック類、紙くず、木くず及び金属くずの混合物	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	廃プラスチック類及び金属くずの混合物	廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	廃プラスチック類並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	金属くず及び工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物の混合物
五七一トン	一トトン	一トトン	一九トン	二七トン	一トトン	三五五トン	二トトン	一七トン	二トトン	一八トン	二八、六四三トン	五八七トン	三六三トン	四五七トン	二三三トン	六八四トン

使用済自動車及び解体自動車	一九三トン
自動車破砕残さ	一七、一四三トン
合 計	四三七、七二二トン

三 協定の締結の件数
四百十一件

四 環境保全協力金の額
二千九百二十三万三千四百円

五 環境保全協力金の使途
県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称 三戸郡五戸町大字上市川字林ノ下一の一及び二の一	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 愛知県稲沢市天池五反田町一株式会社サークルKサンクス
---	--

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 オフィス金澤有限公司
- 二 代表者の氏名 金澤 敏則
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字白銀町字堀ノ内五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一ニ）第一七四一八号
- 五 取消年月日 平成十七年六月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 藤田建設
- 二 氏名 藤田 昌人
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市木造菊川榭一四の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五九〇五号
- 五 取消年月日 平成十七年六月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 佐藤建材
- 二 氏名 佐藤 留美子
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東禿三〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一ニ)第一七七〇五号
- 五 取消年月日 平成十七年六月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、石、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年六月二十七日

十和田県土整備事務所長 小田部 幸 夫

三沢市松原町二丁目三三の三六九五	位 置	五五・〇八メートル	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	平成 一七・六・二六	指 定 年 月 日
------------------	-----	-----------	-----	----------	-----	---------------	--------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭